

福岡県医師会 第258号 (総)

平成18年5月2日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義 武



出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める
省令の一部を改正する省令の施行について

標記の件につきまして、福岡県保健福祉部を通じ、厚生労働省より別紙のとおり通知がまいりましたのでお送り致します。

「規制改革・民間開放推進3か年計画」並びに「規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）」により、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の一部が改正されたものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽

18医指第178号
平成18年4月21日

社団法人福岡県医師会長 殿
社団法人福岡県歯科医師会長 殿
社団法人福岡県病院協会会長 殿
社団法人福岡県私設病院協会会長 殿
社団法人福岡県精神科病院協会会長 殿
全国自治体病院協議会福岡県支部長 殿
社団法人福岡県看護協会会長 殿

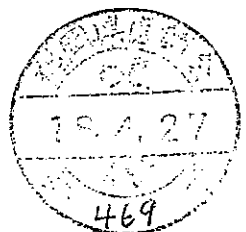
福岡県保健福祉部医療指導課長



出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める
省令の一部を改正する省令の施行について（通知）

本県の保健福祉行政の推進につきましては、平素から御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、標記について別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。



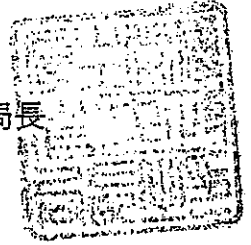


医政発第 0330015 号

平成18年3月30日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の一部
を改正する省令の施行について

出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の一部を改正する
省令（平成18年法務省令第29号。以下「改正省令」という。）については、本日付け
で公布され、同日より施行することとされたところである。

貴職におかれては、下記の改正内容を御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、
医療機関、関係団体等に周知方願いたい。

記

1. 改正の趣旨

「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成16年3月19日閣議決定）を踏まえ、
「医師国家試験等の受験資格認定の取扱い等について」（平成17年3月24日付け医
政発第0324007号）により、在留活動に制限のある在留資格を有する者についても医
師等の国家試験受験資格の認定申請を行うことができることとしたこと、また、「規制
改革・民間開放推進3か年計画（改定）」（平成17年3月25日閣議決定）において、
我が国の国家資格を有する外国人医師・外国人看護師の就労制限を撤廃・緩和するこ
ととされたこと等を踏まえ、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を
定める省令（平成2年法務省令第16号）の一部が改正されたものである。

2. 改正の内容

改正省令における改正内容のうち、外国人医師、外国人看護師等の就労制限に係る
ものは次のとおりである。

(1) 外国人医師に係る就労制限の撤廃

本邦の大学において医学の課程を修めて卒業することとされている要件、業務形態を研修に限定するという活動制限、年数制限（本邦の大学卒業後6年以内）及び就労可能な地域についての制限が撤廃されたこと。

(2) 外国人看護師に係る就労制限の見直し

保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号。以下「学校養成所指定規則」という。）に規定する学校又は養成所（以下「学校等」という。）を卒業又は修了（以下「卒業等」という。）することとされている要件が撤廃されたこと。

また、学校等の卒業等後4年以内とされている研修期間について、看護師免許の取得後7年以内に改められたこと。

(3) 外国人歯科医師に係る就労制限の見直し

本邦の大学において歯学の課程を修めて卒業することとされている要件が撤廃されたこと。

また、本邦の大学卒業後6年以内とされている研修期間について、歯科医師免許の取得後6年以内に改められたこと。

(4) 外国人保健師、外国人助産師又は外国人准看護師に係る就労制限の見直し

学校養成所指定規則に規定する学校等を卒業等することとされている要件が撤廃されたこと。

また、学校等の卒業等後4年以内とされている研修期間について、保健師免許、助産師免許又は准看護師免許の取得後4年以内に改められたこと。